

当別町イメージキャラクター「とべのすけ」着ぐるみ派遣依頼要領

(目的)

第1条 この要領は、当別町イメージキャラクター「とべのすけ」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の派遣依頼に関して必要な事項を定め、その適正かつ積極的な使用を図ることにより、当別町への愛着を深めるとともに、当別町のまちづくりに資することを目的とする。

(派遣依頼の承認等)

第2条 着ぐるみを派遣依頼する者は、原則、使用する1カ月前までに「着ぐるみ派遣依頼申請書兼承認通知書」（別記様式第1号）を当別町長に提出し、承認を得なければならない。

(派遣依頼の不承認)

第3条 当別町長は次の各号の一に該当するときは、派遣依頼を不承認とすることができる。

- (1) 着ぐるみの派遣をきっかけに、当別町への愛着を深め、まちづくりの推進に資するという着ぐるみの創作の目的に反する、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (2) 法令又は公序良俗に反する、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (3) 特定の政治、思想及び宗教の活動に使用するとき。
- (4) 当別町及び「とべのすけ」のイメージを損う、又は損うおそれがあると認めるとき。
- (5) 社会通念上承認することが不適當である（風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に該当する場合等）と認められるとき。
- (6) 上記(1)～(5)に掲げるほか、承認することが不適當であると認めるとき。

(派遣時の遵守事項)

第4条 派遣依頼者は次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 承認された事業にのみ着ぐるみを利用すること。
- (2) 派遣期間を厳守すること。
- (3) 派遣時の安全対策を講じること。

(派遣依頼承認の取消し)

第5条 派遣依頼者が、第3条に定める事項に違反したことが発覚したとき、又は第4条に定める事項を遵守しなかったときは、その承認を取り消すとともに、以後の派遣は承認しない。この場合、派遣依頼者に損害が生じても当別町は一切の責任を負わない。

(派遣依頼者等の責任)

第6条 着ぐるみの派遣により、派遣依頼者が被った被害に対しては、当別町は一切の責任を負わない。

- 2 派遣依頼者は、着ぐるみの派遣に際して故意又は過失により当別町に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を当別町に賠償しなければならない

い。

(管理及び事務の取扱い)

第7条 着ぐるみの管理及びこの要領に関する事務の取扱いは、当別町企画部とする。

(補則)

第8条 この要領に定めのない事項については、その都度、当別町長が定めるものとする。

附 則

この要領は、平成27年2月4日から適用する。